

2013年2月18日

お客様各位

株式会社 **キッツ**

改正 RoHS 指令施行に伴う RoHS 適合表現変更について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

さて、2011年7月に改正 RoHS 指令（RoHS2 指令）がEU官報に公開され、2012年12月12日に最終的なFAQ（RoHS2 指令の詳細説明）が公表され、2013年1月3日より旧 RoHS 指令が廃止され、RoHS2 指令に置き換えられました。RoHS 指令とは、「電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会の指令」です。対象製品は電気・電子機器であり、KITZ 弁類及び継手類それ自体は RoHS 指令対象品ではありません。

しかし、弁類及び継手が電気・電子機器に組み込まれ、この電気・電子機器がどのカテゴリーに該当するかにより、組み込まれた電気・電子機器全体として RoHS 指令の適用対象となる場合があります。KITZ は環境を企業責任として取り組むべき重要な経営課題と捉え、RoHS 適用対象外ではありましたが、自主的な取り組みとして製品に含有する制限6物質（Pb/Hg/Cd/Cr6+/PBB/PBDE）の規制値以下での管理を推進し、「RoHS 指令適合品」と表示していました。この度、RoHS 指令が改正され、制限物質及び規制値の変更はありませんが、RoHS2 指令適合の証明として、CE マーキング、適合宣言書及び技術文書保管の要求が追加されました。RoHS2 指令においても、電気・電子機器に組み込まれた部品に対しては、上記 CE マーキング、適合宣言書等は不要としていますが、RoHS2 指令の改正に伴う適合証明の有無を明確にするため、従来の「RoHS 指令適合品」という表現を「RoHS 指令相当品」という表現に変更いたします。

また、2013年1月3日以降、RoHS2 指令の適合証明書依頼に対しては、適合証明書ではなく、制限物質の不含有証明書もしくは含有量調査報告書を発行いたします。

環境への取り組みは優先課題であり、環境関連法を遵守し、環境保全のため、今後も、継続的な改善を推進してまいります。

本来は、事前にご案内申し上げるべきところ、ご連絡が遅くなりましたことにつきましては誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。本書をもってご連絡させていただきますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬具